

令和4年度 第3回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日時

令和4年8月10日(水)午後3時20分～4時10分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	甲斐、河野、酒匂、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名中14名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

議事録の確認は、中川委員と野口委員にお願いします。

これからの議事進行につきましては、橋口会長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【橋口会長代理】

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

さきほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、部会長の私から報告いたします。

それでは、専門部会の審議概要を報告します。

令和4年7月7日に、宮崎労働局長から宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、8月2日に第1回専門部会を開催いたしました。ここでは、労使から基本的見解の表明、金額提示が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が事務局から報告され、令和2年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

8月8日に第2回専門部会、本日10日に第3回専門部会を開催し、金額提示を踏まえて、協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承していただきました。

採決の結果、公益見解を踏まえ、宮崎県最低賃金を時間額853円、引上げ額32円、引上げ率3.90%に改正すること、また、発効日は法定どおりとすること、という結論に達しましたので、報告いたします。

なお、専門部会で提示しました公益見解について、その概略を説明いたします。

・宮崎県においては、本年6月の雇用失業情勢を見てみると、

有効求人倍率は、1.45と前月より0.05ポイント上昇しており、84ヶ月連続で1倍台を維持、全国平均の1.27倍より高いレベルにあること。

九州8県のなかでは熊本に次いで2番目に高いこと。

ハローワークにおける職業別求人募集賃金の下限平均額は、全体では943円であり、求人募集賃金額は低いほうから「生産工程の職業」の865円、「販売の職業」の879円であり、いずれも目安額の最賃額851円よりも高額であること。

・中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、コロナ禍や原材料費等の高騰による先行きへの不安、懸念が高まる状況にあること

・賃金改定状況調査結果の第4表で、Dランクの賃金上昇率は1.9%となっており、あわせて直近の消費者物価指数の上昇も勘案する必要があると考えられること

・さらに、全国の審議状況を見ると、当県が属するDランクでは、昨日9日までに結審した県は、すべて目安額30円を上回る引上げである。これは中央と地方の格差是正と地方から中央への人材流出の危機感の表れである。

・九州では本県と同じ821円の佐賀、熊本が目安を上回る32円引上げで結審しており、働き手流出を防ぐため、近隣地域との均衡を保つ必要があること

これらの状況から総合的に判断した結果、大変難しい選択ではありましたが、令和4年度宮崎県最低賃金を現行の821円から32円引上げて、853円とすることとしたわけでございます。

勞側、使側ともに見解を示すという形で議論を進めてきましたけれども、こういう取りまとめということになった次第でございます。

【橋口会長代理】

それでは、事務局は、専門部会報告の写しを配付してください。

(事務局より専門部会報告文配付)

【橋口会長代理】

報告文が配付されましたので、事務局は専門部会報告文の朗読をお願いします。

(事務局が報告文を朗読)

【橋口会長代理】

ただ今の専門部会報告について、何かご意見はありますか。

(質問、意見無し)

【橋口会長代理】

特にないようですので、この専門部会報告を元に、当審議会としての答申案を作成することとし、その答申案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長代理】

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、休憩といたします。

(休憩後、事務局から答申案配付)

【橋口会長代理】

それでは、事務局は、答申案を朗読してください。

(事務局答申案朗読)

【橋口会長代理】

ただ今の答申案について、何かご発言はありませんか。

(意見なし)

それでは、採決に移りたいと思います。

採決は、まず金額について採決していただいて、引き続き付帯決議の部分を採決していただくというように、分けて採決したいと思います。

採決は、「保留」「反対」「賛成」の順におききします。

それでは、まず金額について採決させていただきます。目安プラス 32円、853円という結論について、

「保留」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 5人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 8人)

ありがとうございます。

次に、付帯決議案を答申に盛り込むことに関して採決を行います。

採決は、「保留」「反対」「賛成」の順におききします。

では、付帯決議案に「保留」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 13人)

それでは、今の採決の結果、金額については、賛成多数により採択されました。
また、付帯決議については、全会一致で採択されました。
それでは、答申文作成のため、ここで若干お時間をいただきます。

(事務局は答申文を作成)

(報道機関を呼び込み)

労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

(会長から局長に答申文を手交)

(報道機関退席)

【橋口会長代理】

それでは、ここで、局長よりご発言があるということなので、お願いします。

【労働局長】

本日は、橋口会長代理をはじめ、公益代表・労働者代表・使用者代表の各委員の皆様、また、地賃専門部会では、橋口部会長はじめ部会委員の皆様におかれましては、専門部会に引き続いて、本審でのご審議を賜りまして、心より感謝申し上げたいと思います。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申におきまして、最低賃金引上げの目安額がDランク 30 円と示された中で、目安を十分参酌しながら、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、地方最低賃金審議会の自主性を発揮することを期待すると示されたところでございます。

委員の皆様におかれましては、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が、新型コロナウイルス感染症の第7波、本日は3,300人と過去最大だということでございます。そのような高止まりの状況でございまして、さらに申し上げますと、原材料費等の高騰による先行き不安、懸念が高まる中で、様々な視点を踏まえたくえで困難な判断をされなければならない状況にあったことと存じます。

専門部会では、それぞれの立場で、実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましては、皆様のご判断のもとで答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

特に答申におきましては、付帯決議が付されたことにつきまして、これを重く受け止めまして、関係部署と協議のうえ、本省をはじめ県等の関係機関に対しまして、宮崎労働局の意見を伝えていく所存でございます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定し、法令に基づく手続きを経た後、10月6日に発効の予定となります。

この改正された宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保に取り組んでまいり所存でございます。

また、付帯決議にもございましたけれども、特に最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめ、各種支援の積極的な取り組みに全力を

挙げて努めてまいります。各委員の皆様におかれましては、引き続きとなりますが、改正された最低賃金のほか、各種支援策の周知広報等につきまして、何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日は宮崎県最低賃金について答申をいただいたばかりで大変恐縮ではございますが、各委員の皆様には、引き続き、産業別最低賃金の審議もお願いしているところでございます。お忙しい中引き続きとなりますが、何卒よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

【橋口会長代理】

ありがとうございました。

次に今後の審議日程等について事務局に説明をお願いいたします。

【賃金室長】

それでは異議審についてご説明します。

本日、答申を受けましたので、審議結果について、今日から公示することにします。

公示日の翌日から起算して15日を経過する日までが異議申し立て期間となりますので、今回の場合、15日を経過する日は8月25日木曜日です。

異議申し出が行われた場合は、審議会を開き、当該異議について審議会の意見を出さなければ、都道府県労働局長は最低賃金の決定ができません。

例年は異議が出ていましたけれども、一昨年までは異議の申し出がでておりました、昨年は異議が出ておりませんでした。今年も異議が出るかわかりませんが、第4回審議会(異議審)を8月26日金曜日午前10時に予定しております。

また、この日の審議会には、8月17、19日に開催予定の特定(産業別)最低賃金の検討小委員会の報告を行うこととしております。

以上です。

【橋口会長代理】

ありがとうございました。

ご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

次に、「議題3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただ今説明のあった異議審の日をもって、本専門部会を廃止することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいます。

本日の会議はこれで終了いたしますが、本日の議事録については公開とします。

なお、本日の議事録の確認は、中川委員と野口委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(二名了承)

本日の会議はこれで終了します。
皆様大変お疲れ様でした。

会 長 代 理

労働者側代表委員

使用者側代表委員
